

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		先端設備等導入計画の認定・変更に係る認定
根拠法令等及び条項		中小企業等経営強化法 第52条・第53条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	中小企業等経営強化法 第52条・第53条
	参考事項	栃木市先端設備等導入促進基本計画
	設定等年月日	平成30年 7月 2日設定 令和 3年 6月30日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>《中小企業等経営強化法》 （先端設備等導入計画の認定）</p> <p>第五十二条</p> <p>4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>（先端設備等導入計画の変更等）</p> <p>第五十三条</p> <p>5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>《栃木市先端設備等導入促進基本計画》</p> <p>5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>雇用の安定、健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当する導入計画は認定の対象としない。</p> <p>ア 「先端設備等導入計画」に、人員削減を目的とした取組が含まれる場合。</p> <p>イ 申請者（法人の場合は代表者、役員を含む）が暴力団等の反社会的勢力である場合。または資金援助等、反社会的勢力との関係が認められる場合。</p> <p>ウ 申請者（法人の場合は代表者を含む）が市税を滞納している場合。</p>	